

平成21年第5回臨時会

# 大多喜町議会会議録

平成21年 11月26日 開会

平成21年 11月26日 閉会

大多喜町議会

## 平成 2 1 年第 5 回大多喜町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 ( 1 1 月 2 6 日 )

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
町長あいさつ.....	3
諸般の報告.....	3
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
閉議及び閉会の宣告.....	20
署名議員.....	21

大多喜町第5回臨時会

(第1号)

# 平成21年第5回大多喜町議会臨時会会議録

平成21年11月26日(木)

午後 2時01分 開会

## 出席議員(11名)

1番	野中眞弓君	3番	江澤勝美君
4番	小高芳一君	5番	苅込孝次君
6番	君塚義榮君	7番	吉野信一君
8番	志関武良夫君	9番	野口晴男君
10番	藤平美智子君	11番	正木武君
12番	野村賢一君		

## 欠席議員(1名)

2番 小倉明德君

## 地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君
健康福祉課長	花崎喜好君	教育課長	渡辺嘉昭君

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 書記 小倉光太郎

## 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第4 議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正す

る条例の制定について

日程第 5 議案第 2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3号 大多喜中学校屋内運動場改築工事（建築・解体工事）請負契約  
の締結について

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

これより、平成21年第5回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 2時01分）

---

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それではごあいさつ申し上げます。

本日は、平成21年第5回の大多喜町議会臨時会が開催をされましたが、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

日ごろは町の事業推進に当たり、何かとご支援、ご協力いただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

初めに行政報告でございますが、お手元の印刷物でご了知を願いたいと思いますが、ここにも書いてございます、11月19日からの第28回夷隅郡市連合なのはな号、定員募集180名のところ170名、正式には169名だと思っておりますが、参加をしていただきまして、無事に所期の目的であります利用促進等の効果が上がる事業ができたことを、心から厚く御礼を申し上げます。議員各位も9名という非常に大勢の方のご参加をいただきまして、大変ありがとうございました。今後とも、いすみ鉄道は、町にとりましては活性化で、なくてはならない公共鉄道でございますので、今後ともよろしくご支援のほどをお願いを申し上げます。

本日は、専決の承認を1件、また給与等に関する条例の制定が2件、あとは大多喜中学校屋内運動場改築工事の請負契約の締結についての1件ということでございます。ご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。

きょうはご苦労さまです。

○議長（野村賢一君） これで、行政報告を終わります。

---

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成21年第3回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち組合議会につきましては、関係議員からご報告をお願いします。

初めに、夷隅環境衛生組合議会関係について、9番、野口晴男議員をお願いします。

野口さん。

○9番（野口晴男君） 夷隅環境衛生組合議会について報告いたします。

去る10月20日午前10時より、いすみ衛生センター会議室におきまして、第2回環境衛生組合議会定例会がございました。本町からは野村議長と私の2名が出席いたしました。執行部より付議された事件は2件でした。

議案第1号は、平成21年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、このことについては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,183万6,000円とするものでした。

主な内容といたしましては、3トンバキューム車の購入、乾燥設置整備工事負担費でございます。これにつきましても原案のとおり全員一致で可決されました。

議案第2号は、平成20年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定について、このことについては原案のとおり全員一致で認定されました。お手元に配付された決算資料によりご承知していただきたいと思っております。

続いて、第2回夷隅環境衛生組合議会臨時会が昨日、11月25日午前10時に、いすみ衛生センター会議室において開催されました。

議案第1号といたしましては、夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これにつきましては、12月1日から職員の期末手当と勤勉手当がございました。このことについては、原案のとおり全員一致で可決いたしました。

議案第2号は平成21年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第2号）。

これにつきましても、全員一致で可決いたしました。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、国保国吉病院組合議会関係について、10番、藤平美智子議員をお願いします。

藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をいたします。

去る10月28日、午前10時より、いすみ医療センター会議室におきまして第2回国保国吉病

院組合議会定例会がございました。本町からは江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された事件は2件、報告が1件でした。

議案第1号は平成21年度国保国吉病院組合事業会計補正予算、病棟クランク派遣業務に関する債務負担行為補正であります。これは、期間が平成21年度から平成24年度までの4年間で、限度額は1,177万9,000円でございます。全員一致で可決をされました。

議案第2号は、平成20年度国保国吉病院組合事業会計決算認定についてですが、原案のとおり全員一致で認定をされました。詳細はお手元に配付いたしました決算資料によりご承知いただきたいと思っております。

また、国保国吉病院増改築事業にかかわる平成20年度国保国吉病院組合事業会計継続費繰越計算書についての報告がありました。

続きまして、11月21日、午後4時より、いすみ医療センター会議室におきまして、第4回国保国吉病院組合議会臨時会がございました。本町からは江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された事件は1件でした。

議案第1号は国保国吉病院組合一般職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議案、原案のとおり可決をされました。

以上で国吉病院組合議会の報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会関係について、1番、野中眞弓議員にお願いします。

野中さん。

○1番（野中眞弓君） 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

平成21年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会が11月16日、幕張メッセ国際会議場で1時30分より開かれました。

議案4件、発議2件が提出され、全案件、賛成多数で可決されました。

主な内容ですが、平成20年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算承認と、21年度の一般会計、特別会計補正予算の承認です。

20年度の一般会計、特別会計決算については、お手元に決算書が配られていると思いますので、それをごらんになっていただきたいと思いますが、一般会計については、歳入41億

7,070万4,266円、歳出38億7,418万5,383円、実質収支額として2億9,651万8,883円計上されました。特別会計については、歳入が3,243億3,882万2,625円、歳出が3,151億3,117万3,331円、実質収支額92億764万9,294円でした。

補正予算ですが、一般会計については、歳入歳出で3億9,444万8,000円の追加、特別会計では歳出、歳入とも39億2,859万3,000円の追加予算でした。

発議2件については、議会運営にかかわるものですが、そのうちの1件は、会議開始時刻が今までですと午後1時30分でしたが、審議内容及び審議案件がふえましたため、会議時間が長くなっております。それに対応するため、次回より午前10時から開始することに決まりました。

一般質問では、通告7名が行いました。内容は、特に来年度から保険料が改定されますので、それについての質問が多かったのですが、厚生省は来年度、平均で10.4%ほどの引き上げがあると試算を発表しましたが、千葉県の事務局はどのくらいになるのかと、ほとんどの議員がただしたのですが、公表しませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、例月出納検査結果の報告がありました。お手元の配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本日の会議に、2番、小倉明德議員が所用のため欠席をする旨の届け出がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。

5番 荻 込 孝 次 議員

6番 君 塚 義 榮 議員

にお願いします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって本臨時議会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年11月26日提出。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億138万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成21年11月9日専決。

内容を説明しますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

今回の専決処分でございますが、御存じのように、新型インフルエンザの蔓延を予防するため、ワクチンの接種に対し経費の助成措置を講じるものでございます。町民の皆様が、一日でも早く接種を行い、感染による死亡者や重症者の発生を減らすことなどを目的に、その

費用を助成するものでございます。急を要しましたので専決処分させていただきました。

5 ページになりますけれども、2 の歳入、款15県支出金、項2 県補助金、目3 衛生費補助金、補正額319万9,000円、これは低所得者費用負担軽減に対する国や県からの補助金でございます。

款19繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額842万9,000円でございます。これは、今回の補正に要する一般財源分を、前年度からの繰越金を充てるものでございます。

3 の歳出でございますが、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、補正額1,162万8,000円でございます。節7は、この業務にかかわる臨時職員の賃金でございます。節12につきましては、対象者への郵便料でございます。節20の扶助費につきましては、1,142万円でございますが、これは優先接種対象者で低所得者の方は6,150円、優先接種対象者で低所得者以外の方は2,000円助成するものでございます。これは、それぞれいずれも2回接種する額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 新型インフルエンザの予防接種が始まってから何週間かたっていますけれども、今、大多喜町では予防接種している機関とか、その辺、広報活動とか、どのようになっていますでしょうか。接種の実情でしょうか、わかる限り教えていただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、実情ということでございますが、インフルエンザそのものの発生も、今ちょうどピークを過ぎたか、ちょうどピークぐらいかというところで、患者数は減ったりふえたりというような状況でございます。実際に、ワクチンの予防接種をやったところは今現在、医療機関のお医者さんだけでございます。今月の16日から千葉県下の妊婦さんや基礎疾患のある方には接種できるように、県の薬務課のほうでは配付を開始しましたけれども、実際、町内ではまだ接種は開始しておりません。

それで、初めてきょう、専決をご承認いただくわけでございますが、きょう初めてこの申請に1人目が来たところでございます。それは、塩田病院に入院されている基礎疾患のある方、この方は今月の16日から接種できるようになっておりますので、その方の親族ですが、申

請に來た状況です。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 今、ワクチンの助成なんですけれども、2回打ちの金額だというお話でしたけれども、何か国のほうは成人のほうは1回というような話も聞いているんですけれども、その辺は2回が1回になったらどうなるのか。

もう一つ、大多喜町、ちょっと予算と関係なくなっちゃうのかなと思うんですけれども、今、学校でのインフルエンザの感染率といいますか、それはどのくらいになっているのか、わかりましたらちょっと報告をいただきたいと思うんですが。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、まず助成金の額のほうについてお知らせをしたいと思えます。

皆さんのお手元にこの資料が行っているでしょうか。その裏面のほうを、きのう各区長さんを通じて、これをお配りしてございます。議員の皆様にも一応ご了解いただくためにお配りしたわけですが、1回目が3,600円、2回目が2,550円というふうになっております。低所得者、要するに住民税非課税の人、あるいは生活保護を受けている方につきましては、この全額を助成すると。それ以外の方につきましては、それ以外といいますか、優先順位のある方だけでございますけれども、1回につき1,000円を助成しまして、2回接種する方は2,000円ということでございます。

接種の回数ですが、そこの下にちょっと書いてありますが、妊婦さんとか基礎疾患のある人は1回、それと高校生以下といいますか、19歳以下の方につきましては2回、それ以上の方については1回というふうな形で今のところ進めておるところでございますが、まず、これも臨床の結果がまだ出ていないところもございます。妊婦さん、あるいは高齢者につきましては、既にお医者さんが1回接種をしておりますので、ある程度臨床検査が出ていますので、1回で大丈夫だということでございます。子供さんにつきましては、まだ実際にやっているところがないので、その結果によっては、今2回となっておりますが、中学生、高校生は1回で済むかもしれません。その辺はある程度、経過によって変更になるというふうなことで、そこの皆さんにお配りした中には当面の間というふうなことで記載をさせていただきましたが、そのようになっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 先ほど、学校でのインフルエンザの感染につきまして、わかればということでしたので、現在、大多喜小学校で3年生と5年生のクラス、2クラスが学級閉鎖になっております。感染者及び濃厚接触者、家族等に感染者がある場合ですけれども、大多喜町の小中学校、合わせまして15名を超えておったかと思えます。大多喜小学校が多くて、あとは各学校1人ないし2人というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野僖一さん。

○7番（吉野僖一君） すみません、今学級閉鎖のことを聞こうと思ったんですけれども、答えられたのでオーケーです。ごめんなさい。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案に入る前に、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

人事院では、平成21年8月11日に国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告いたしました。その内容につきましては、昨年来の景気の急速な悪化に伴い、民間事業所では給与面においてはベースアップ抑制や賃金カット、さらには特別給の削減措置がとられており、国家公務員の月例給や特別給ともに民間を上回っているため、民間の水準に見合うよう、国家公務員においても月例給の引き下げや、期末勤勉手当の支給率の引き下げをすることを勧告する厳しい内容となっております。

内容につきましては、月例給の民間との格差を是正するため、平均額で863円、率にいたしまして0.22%の引き下げや、期末勤勉手当支給率の0.15か月分の削減、月60時間を超える超過勤務についての支給割合の引き上げ、さらには持ち家に係る住宅手当の廃止等でございます。

なお、本件の4月からこの改定の期間に係る民間との格差相当分を是正するため、本年4月から11月までに支給を受けた給与と、6月に支給を受けた期末勤勉手当につきましても、所定の調整をすることとなっております。

千葉県的人事委員会におきましても、10月9日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っておりまして、その勧告を受けました県では、関係する議案を県議会に提出する予定となっております。

町におきましても給与水準の適正化を図るため、国の人事院及び県的人事委員会の勧告に基づきまして、町の一般職の給与条例について改正案を提出するものでございます。

第1条でございますが、大多喜町の一般職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第4項中「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

このことにつきまして、若干説明を加えさせていただきますが、この改正につきましては、12月に支給する期末手当の割合を「100分の160」を「100分の150」に引き下げるとともに、

勤勉手当支給割合を「100分の75」から「100分の70」に引き下げ、さらに再任用職員に12月分に支給する期末手当の支給割合を「100分の85」から「100分の80」に引き下げるものでございます。

別表第1及び別表第2を次のように改める。この改正は、国や県の給料表に準じて、職員の給料額を定めた給料表を改定するもので、平均で0.16%の引き下げでございます。この表につきましては、そのように改めて引き下げた内容に修正をしておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

説明は省略をさせていただきます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思っております。

16ページの下の方になりますが、第2条、大多喜町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中、「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第4項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第23条第2項第2号中「、6月に支給する場合には」及び「、12月に支給する場合には100分の40」を削る。

この改正の内容でございますが、これは6月に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の125に引き下げるとともに、6月に再任用職員に支給する期末手当の支給割合を100分の80から100分の85に引き上げ、12月に再任用職員に支給する期末勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の35に引き下げるものでございます。

次に、第3条になりますけれども、大多喜町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「給料月額に」を「給料月額（大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第 号。以下「平成21年改正条例」という。）これは新しくなりますので、号がちょっと今の段階では入りませんが、の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）に」に、「職員（」を「もの（」に改めると。

この改正でございますが、給料月額は平成18年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員であっても、これを差額分を給料として支給している職員については、当該給料月額に

100分の99.76を乗じて得た額とするものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は、条文は読みませんが、説明にかえさせていただきますと、第1項は施行日を定めたものでございまして、第1条及び第3項は公布の日に属する月の翌月の初日から、これは12月1日からですね、第2条の規定につきましては22年の4月1日から施行するものでございます。

次の2項でございますが、この12月に支給する期末勤勉手当の額は、職員が4月1日に受けるべき給与額に100分の0.24を乗じて得た額、4月から施行日に属する月の前日、11月までの月数を乗じて得た額及び本年度6月に支給された期末勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額を減額するものでございます。

ただし、月額給与分の減額については、若年層で給与表の減額が行われなかった職員は除かれます。除かれる職員につきましては、18ページのほぼ真ん中に給与表がございますけれども、これらの方、1級、2級、3級ですね、この若年層というのはどのくらいかといいますと、高校卒業後約12年ぐらいですかね、大学ですと7年、短大だと10年くらいというふうになりますけれども、これらの職員については今回の減額の対象とはしないということでございまして、それ以外の職員についてはすべて適用を受けるというふうにご判断いただきたいと思っております。

第3条は、この条例の施行に当たり、第1項及び第2項の規定に定めるもの以外のことについては、町長が定めることを規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 給料表の改定というのは、人勸で初めてではないかと思われそうですが、本町におけるこの影響はどうなるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 先ほど申し上げましたように、給料のほうの関係につきましては、平均で0.16%の減ということになります。それと手当を合わせますと、この適用を受ける者は約73%ですね、対象外、先ほど表で申し上げましたけれども、その方が27%、55名ですか、その方が適用を受けます。給与で申しますと、最高で月1,200円、最低で200円程度でございますが、年収で申し上げますと改正による減額、6月分を含めておりますけれども、これは

ボーナスと給与という形になりますけれども、最大で22万8,000円ですね、最小で5万2,000円、平均で12万9,000円というふうになります。

それと、総額、全体で申し上げますと、6月と12月を別々に申し上げれば、6月が1,320万円、今度の12月が1,150万円、トータルいたしますと2,470万円のマイナスという形で影響が出てくると思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 残業手当が引き上げられるということですが、60時間を超える残業について伺います。一月、最近でわかるのでいいのですが、60時間を超える残業、何時間ぐらい本町ではあるのでしょうか。そして、その60時間を超える残業をしている職員の数はどのくらいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 現状では、この60時間を超えるというのは、全般的には非常に少ないわけでありましてけれども、これは多分参議院選挙とか知事選とか、期間の長いものについては、その関係する職員については、選管の職員については若干出てくるのが予想されますけれども、それ以外ではあるというのは承知しておりませんが、特別、自動車学校のほうで、これは月によって違いますけれども、いっぱい入っております2月とか3月ですね、自動車学校をこの時期に卒業しなきゃいけないという時期には確かにあります。このうち60時間を超える方は、自動車学校で15人中10名の方がいるように記憶しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 私は議案第1号の大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一

部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論します。

○議長（野村賢一君） 野中さん、ちょっとすみません。私のちょっとミスで、その前に一言あるんですが。

討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この件につきましては、今の質疑でわかったとおり、本町全体では2,470万の給料が減らされ、個人的には22万8,000円から5万2,000円の減給という、大幅な減給を職員に強いるものであります。

昨年9月の米国の金融危機を発端として、世界同時不況が起きました。日本においては、特に大きな影響をいまだに引きずっています。一部大企業は、政府のエコポイントやエコ減税という保護政策のもとで経営が持ち直しているという報道もありますが、政府はつい先日、戦後2度目という、現在の経済状況はデフレだということを認めました。これは大変なことです。確かに、国民全体の所得は減少する一方ですが、今ここで公務員給与を大幅に引き下げることで、景気悪化に歯どめがかかるでしょうか。地方においては最大の企業体とも言える自治体職員の給料は、ボーナスばかりでなく毎月の給料も減額されるなど、消費心理の冷え込みは一層強くなります。このことは、地域経済に及ぼす影響は大変大きいものだと推測されます。

また、地方財政が厳しくなる中、町の主人公である住民を支えるために、町の職員の方々には身を粉にして知恵を出し、働いてもらわなければなりません、その士気にも影響があるだろうと懸念されます。

町民も職員も誇りを持ち、安心して暮らせるまちづくりのために、今回の大多喜町一般職員の、この給与等に関する条例等の一部改正する条例で、職員の給料を減額することについては反対します。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4 番小高芳一議員。

○4 番（小高芳一君） 私は、議案第1号の大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の

一部を改正する条例の制定についての、賛成の討論をさせていただきたいと思います。

今回の改正でありますけれども、人事院勧告に基づいたものでありまして、これは民間の給与と公務員の格差をなくすというようなことを総合的に勘案しているような勧告であります。したがって、大多喜町の職員等につきましても、同じような形で勧告に沿うような改正をするべきではないかというふうに考えるわけでございます。

また、これが経済対策というような意味合いをとということでありましたけれども、既に臨時的な経済対策ということで、町でも実施をしておるし、国でもやっておるという対応をすればいいのではないかというように思うわけでありまして、給与等につきましては、勧告どおり決定をされることを賛成としたいと思います。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） これで、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、19ページをお開きいただきたいと思います。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

第1条でございますが、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の232.5」を「100分の217.5」に改める。この改正は、この12月に常勤の特別職に支給する期末手当の支給割合を100分の232.5から100分の217.5に引き下げるものでございます。

次に、第2条、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の212.5」を「100分の195」に、「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

この改正につきましては、6月に常勤の特別職に支給する期末手当の支給割合を、100分の212.5から100分の195に引き下げ、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の217.5から100分の220に引き上げるものでございます。

附則として、この条例は公布の日に属する月の翌月の初日、12月1日から施行し、第2条の規定は平成22年4月1日から施行することを定めたものでございます。

改正の理由でございますが、議案第2号と同じく、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員に準じ、常勤の特別職に支給される期末手当の支給率を引き下げるものでございます。この改正によりまして、常勤の特別職の期末手当の支給割合は、現在の4.45から4.15分と、0.3か月分減ることとなります。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 荻込孝次さん。

○5番（荻込孝次君） 質問というか、ちょっとわからないので聞くんですが、この第2条の、第3条第2項、これはわかるんですが、その後段の「100分の217.5」を「100分の220」に改めるといのは、これはあれですか、第1条で一度減額したのを、またこれを増額するということなんでしょうか。

それで、この12月の期末というんですが、これは何年の12月なんですか、それは。お尋ねします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） この条文だけで解釈をいたしますと、確かに217.5から220に上がっているということでありまして、この内容につきましては、平成19年に一般職のみだけ4.5%アップしております。19年前は一般職と特別職、同じということであったんです。

けれども、19年に改正したときに、諸事情がありまして、そのときに特別職はアップしておりませんでしたので、その調整をしたために今回こういう差額が出て、本来であれば人事院等勧告に合わせて、一般職と特別職が一緒の数値になるのが本来ではないかなというふうに考えまして、そのような配慮をしたものでございます。

以上でございます。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第3号 大多喜中学校屋内運動場改築工事(建築・解体工事)請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(渡辺嘉昭君) 21ページをお開きください。

議案第3号 提案理由でございますが、昭和35年3月に竣工し、49年を経過した大多喜中学校の屋内運動場は老朽化し、危険な状態になっております。平成18年度に町内小中学校施設、非木造6棟でございますが、につきまして耐震化優先度調査が行われ、その結果、大多

喜中学校屋内運動場は最優先という結果になっております。改築のための国の事業認定を受けられる場合は、耐力度調査を実施し、その結果が1万点満点で4,500点以下の場合とされております。4,500点以下の建物は構造上危険な状態にある建物とされ、大多喜中学校屋内運動場は2,720点で、危険建物の改築事業の対象となります。

このようなことから、既存の屋内運動場を解体、十分な耐震性を備えた、安全で体育及びさまざまな教育活動に対応し得る屋内運動場を建設しようとするものでございます。また、スロープや多目的トイレの整備等、バリアフリー化を推進し、地域の避難場所としてもできるように配慮しております。

屋内運動場の規模及び構造でございますが、鉄筋コンクリートづくり2階建てで、1階床面積1,258.7平方メートル、2階床面積246.8平方メートルで、延べ床面積1,505.5平方メートルでございます。

発注につきましては、電気設備関係と機械設備関係と建築解体工事関係の3分割での分離発注方式により、指名競争入札を11月16日に行いました。建築解体工事の指名業者につきましては、12社による指名競争入札を実施しては、3社から入札辞退がございまして、9社により行いました。開札の結果、式田建設工業株式会社が2億8,665万円で落札いたしましたので、請負契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜中学校屋内運動場改築工事（建築・解体工事）について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、契約の目的 大多喜中学校屋内運動場改築工事（建築・解体工事）。

2、契約の方法 指名競争入札。

3、契約金額 2億8,665万円。

4、契約の相手方 千葉県千葉市若葉区殿台町90番地1、式田建設工業株式会社、代表取締役、式田秀穂。

5、工期 議会の議決の日から平成22年3月30日まで。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓さん。

- 1番（野中眞弓君） 予定価格は幾らでしょうか。
- 議長（野村賢一君） 教育課長。
- 教育課長（渡辺嘉昭君） 建築・解体工事の予定価格でございますが、税込みで3億3,470万5,350円でございます。
- 議長（野村賢一君） ほかにございませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。  
これから議案第3号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎閉議及び閉会の宣告

- 議長（野村賢一君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
会議を閉じます。  
平成21年第5回大多喜町議会臨時会を閉会します。  
これにて散会とします。

（午後 3時01分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成22年1月21日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 苅 込 孝 次

署 名 議 員 君 塚 義 榮